

発議第9号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年12月22日提出

提出者 薩摩川内市議会
議会運営委員会
委員長 今 塩 屋 裕 一

提 案 理 由

地方創生の実現に向け地方議会の果たすべき役割が重要となる中、全国的に地方議会議員のなり手不足等が深刻な問題となっており、地方議会における人材確保等を図るための法整備が強く求められている。

については、国会及び関係行政庁に対し、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められております。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっております。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣